

保健室からのお知らせ

白石市立大鷹沢小学校
保健室 NO. 4
令和5年5月2日（火）

5月8日（月）からの学校での衛生管理について

5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。その内容について主要な部分を一部抜粋してお知らせします。



5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

◆家庭との連携によるお子さんの健康状態の把握

今後は「健康チェックカード」の記入・提出は不要になります。

※ 習慣となった起床時の検温や体調の確認はぜひ今後も継続して行っていただき、これまで同様、発熱や咽頭痛、せき等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養すること、無理をして登校させないようにすることへのご協力をお願いいたします。

◆適切な換気の確保

◆手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

感染状況が落ち着いている平時においては

- マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 学校給食の場面では食事前後の手洗い指導、飛沫に注意します。「黙食」は必要としません。地域や学校において感染が流行している場合においては、次のような措置を一時的に講じることがあります。
- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- 触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

出席停止について

・児童生徒の感染が判明した場合

<期間> 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※1

※2

※1 症状が出た日、無症状の場合は検体を採取した日を0日とする。

※2 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

○出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

5類移行後は「濃厚接触者」の特定は行われません。これに伴い、児童生徒が次に該当する場合であっても、感染が確認されていない者については直ちに出席停止の対象とはなりません。

- ・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒のうち感染対策を行わずに飲食をともにした場合

ご不明な点は、遠慮なさらずに教頭または養護教諭までご連絡ください。